

滋賀県公報

 平成 17 年 (2005 年)

 4 月 26 日

 号 外

 火 曜 日

県 章

毎週月・水・金曜 3回発行

目

次

監查委員公告

 監査の結果に関する報告の公表公告
 1

 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告
 3

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき執行した平成16年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年4月26日

 滋賀県監査委員
 吉
 田
 清
 一

 "
 清
 水
 克
 実

 "
 近
 藤
 功

 "
 中
 森
 武

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
滋賀県立大学 大津林・環境科学研究センター 琵琶湖博物館 湖南中部流域下水道事務所 衛生科技術とシター 工業生技術院興センター 病業では新興センター 畜産技術振興センター 水産録地事務所	平成17年 4 月15日 平成17年 4 月14日 平成17年 4 月13日 平成17年 4 月13日 平成17年 4 月13日 平成17年 4 月13日 平成17年 4 月15日 平成17年 4 月15日 平成17年 4 月15日 平成17年 4 月15日 平成17年 4 月15日 平成17年 4 月15日

2 監査の結果

(1)指摘事項

湖南中部流域下水道事務所

青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換え請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年4月および5月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2)指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア)収入関係(2件)

2

- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの (工業技術総合センター)
- ・収納が遅延しているもの (滋賀県立大学)
- (イ)支出関係(2件)
 - ・諸手当の支給を誤っているもの (工業技術総合センター、公園緑地事務所)
- (ウ)契約関係 (7件)
 - ・予定価格書が適正に作成されていないもの (湖南中部流域下水道事務所)
 - ・設計積算を誤っているもの

(工業技術総合センター、農業技術振興センター)

・複数の者からの見積徴取を求めたもの

(衛生科学センター)

- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの (滋賀県立大学、琵琶湖博物館)
- (エ)財産関係(5件)
 - ・交通事故等の防止を求めたもの

(琵琶湖・環境科学研究センター、琵琶湖博物館、農業技術振興センター、

水産試験場)

・その他財産等の管理が適正でないもの (大津林業事務所)

- (3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。
- 3 意見

平成17年4月13日から同月15日までに実施した12機関にかかる監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 試験研究機関の評価について

(琵琶湖・環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、 工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、 水産試験場)

試験研究機関において一層の機能の向上を図るためには、その業務の特殊性、専門性から業績評価は極めて重要である。このため、業績評価への取り組みを積極的に進めるとともに、評議員会等による外部評価の導入についても検討されたい。

また、研究課題に関する評価については、平成15年度行政監査において、評価方法の明確化や外部評価の導入など評価の充実を求めたところであり、県では、平成16年度に「滋賀県科学技術政策大綱」を改訂するとともに「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」を策定している。今後は、これらに基づき、研究課題に関する評価についても一層の充実に努められたい。

(2) 高等学校に対する支援について(工業技術総合センター)

当センターにおいて産学官の連携による試験研究事業を推進しているが、次世代のものづくりを担う人材を育成する観点から、大学との連携のみならず高等学校工業系学科の生徒・教員をも視野に入れた取り組みについても検討されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年4月26日

 滋賀県監査委員
 吉
 田
 清
 一

 "
 清
 水
 克
 実

 "
 近
 藤
 功

 "
 中
 森
 武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	湖北地域振興局(長浜建設管理部)
監查執行年月日	平成16年6月17日
監査結果報告年月日	平成16年8月12日
監査の結果	

河湖占用料について、平成16年4月末日現在、207,000円の収入未済が発生しているので、 速やかな収納に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成16年4月末日の収入未済額207,000円については、納入指導を行った結果、平成17年3月末日までに1件8,100円の収納を図ることができた。

残る1件198,900円については、今後とも債務者に粘り強く納入指導するとともに、訪問などによる督促を強化し、未収金の早期収納に努める。

監查執行対象機関名	琵琶湖環境部林務緑政課
監査執行年月日	平成16年8月23日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	

監査の結果

林業改善資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成16年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ330,000円増加し、3,110,000円となっているので、引き続き収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。また、分納に係る償還金において、570,000円が未調定となっていたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済額の解消については、徴収事務を委託している森林組合と連携を取りながら、 債務者および連帯保証人に対して書面、電話、訪問による督促を実施し、口座からの自動 送金を設定するなど、平成17年3月までに100,000円を収納した。収入未済の早期回収を 図るため、引き続き債務者および連帯保証人に督促を行い、収納の促進を図るとともに、 貸付審査をより一層厳格に行い、新たな収入未済の発生防止に努める。

また、分納に係る償還金の未調定分570,000円については調定を行った。今後は分納の約定に基づき調定を行い、適正な事務処理に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監査執行年月日	平成16年6月29日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	

未熟児養育医療自己負担金において、平成16年5月末日現在、134,145円の収入未済が 発生しているので、早期収納に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

未納者に対して督促状の送付や電話等による督促を再三行った結果、14,000円の収納を図ることができ、平成17年3月28日現在の収入未済額は120,145円という状況であるが、引き続き早期収納に努めてまいりたい。

外

監査執行対象機関名	健康福祉部障害者自立支援課
監査執行年月日	平成16年7月6日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
E4 + 0 /4 H	

監査の結果

むれやま荘(肢体不自由者更生施設)およびしゃくなげ園(知的障害者更生施設)の利 用にかかる使用料において、1,228,780円の収入未済が発生しているので、早期収納に努 められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成15年度に発生した未収金について、徴収事務委託先の社会福祉法人滋賀県社会福祉 事業団、しゃくなげ園およびむれやま荘と連携して収納に努めた結果、平成17年3月末現 在、しゃくなげ園利用料については、157,550円全額を収納し、むれやま荘利用料について は、未収金1,071,230円のうち、707,230円を収納した。

残額の364,000円については、引き続き社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団およびむれ やま荘と連携して早期収納に努めることとする。

監査執行対象機関名	健康福祉部子ども家庭課
監査執行年月日	平成16年7月6日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	

母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成16年5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,482,068円増加し、42,077,587円となって いるので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められ たい

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

滞納初期における償還指導が重要かつ効果的であることから、借受人への督促状の送付 とともに、保証人に対し、借受人への償還指導を依頼する文書を送付した。

また、これまでどおり、月賦償還、口座振替を推奨し、長期の滞納者については、一回 の償還金を分割して納付する分納により、少額でも計画的・定期的に償還するよう指導を 行った。

監査執行対象機関名	商工観光労働部商業観光振興課
監査執行年月日	平成16年7月9日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	

中小企業高度化資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成 16年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,744,653円増加し、1,456,908,399円 となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に 努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

中小企業高度化資金貸付金の収入未済額については、主債務者および連帯保証人との交 渉の結果、平成15年度中に301,347円を回収したものの、平成14年度に新たに延滞が生じ た貸付先の平成15年度の約定償還分2,046,000円が収入未済となったことから、収入未済 額が1,744,653円増加する結果となった。

収入未済額の1,456,908,399円のうち、債務者が無資産であり、既に破産廃止または事 業を廃止し、かつ、連帯保証人においても収入が僅かであり、無資力またはこれに近い状 態にあることから、今後の債権回収の見込みのない高度化資金の貸付先である2組合に係 る債権、805,310,156円については、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、平 成17年2月議会において権利が放棄されたことから、不納欠損処分を行ったところである。

今後は、未収企業等の実態を把握しながら、それぞれの貸付先に応じた債権回収策を講 じ、収納の促進および収入未済額の早期解消に努めるとともに、経営不振等によって償還 が危ぶまれる貸付先に対しては、関係機関とも連携のうえ、必要に応じて企業診断、経営 指導を実施するなど、新たな収入未済の発生防止に努めるものとし、併せて、延滞債権の

믁

外

整理を進めていくものとする。

監查執行対象機関名	農政水産部農政課
一	展以
監査執行年月日	平成16年8月9日
<u> </u>	十成10十 6 71 5 日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
断 本 の 結 里	

農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成16年5月 末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,551,000円増加し、7,322,000円となっている ので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成16年5月末日現在において収入未済となっているものは2名である。この2名に対 しては、借入者本人はもとより連帯保証人に対しても電話および直接訪問、あるいは地域 振興局による経営改善指導などを通じて収納の促進を求めている。

今後の対処としては、従来の督促を続けながらも、弁護士への相談を踏まえたうえで法 的な請求措置を講じていきたいと考えている。

また、新規貸し付けについては、事業計画や償還計画などの審査をより厳格にするとと もに、滋賀県農業信用保証協会の債務保証の活用を勧めることで新たな収入未済案件の防 止に努めていきたい。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成16年8月9日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 木 の 丝 里	

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成16 年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,042,000円増加し、9,595,258円となっ ているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めら れたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りな がら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。また、連帯保証人に対 しても、訪問による督促を行い債務者に対する納入指導を求めてきた。その結果、債務者 から145,000円の回収を図ることができた。

今後も、債務者に対して訪問等による督促を強化し、また連帯保証人に対しても訪問に よる督促等を行い、代位弁済および債務者に対する納入指導を求めることにより、できる 限り早期に収入未済の解消を図る。

監査執行対象機関名	土木交通部河港課
監査執行年月日	平成16年8月11日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	

河湖占用料および水利使用料については、収納に努力されているものの、平成16年5月 末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ297,683円増加し、1,609,244円となっているの で、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成16年5月末日現在の収入未済額1,609,244円については、平成17年3月末までに1件 50,000円の収納を図ることができた。

また、納付誓約の履行をしない未納者に対しては、所有不動産の差押えを行った。

残る収入未済については、差押えを行った者に対しては、引き続き財産の調査を行い、 強制換価手続きを含めた厳正な徴収に努めるとともに、その他の者に対しても粘り強く納 入指導を行うなど、今後とも未収金の早期収納と新たな収入未済の発生防止に努める。